中田谷社会保険労務士事務所

労働保険事務組合 豊能労務協会

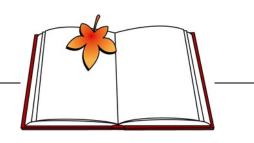
労働保険事務組合 十三労務協会



phone: 06-6394-1762 , 06-6392-6103

f a x : 06-6394-1774

http://www.n-office.com Email:info@n-office.com



2016年11月1日

事務所ニュース vol.216

雇用保険の適用拡大等について

雇用保険の適用拡大

現在、65歳に達した日以後に、新たに事業所に雇用された方は、雇用保険の適用要件(※)に該当する方であっても、雇用保険の適用除外者とされ、雇用保険に加入することはできませんが、平成29年1月1日以降65歳以上の労働者についても、雇用保険の適用要件(※)に該当する方は「高年齢被保険者」として雇用保険の適用の対象となります。

●平成29年1月1日以降に、65歳以上の方を新たに雇用した場合の取扱い

雇入れの時点で雇用保険の適用要件(※)に該当する場合、雇用した時点から「高年齢被保険者」となりますので、ハローワークに資格取得届を提出する必要があります。



●28年12月末以前から、事業所に雇用されている65歳以上の方の取扱い

平成28年12月末までに65歳以上の方を雇用し、平成29年1月1日以降も雇用している場合、その時点で雇用保険の適用要件(※)に該当する方は、平成29年1月1日付で「高年齢被保険者」となり、ハローワークに資格取得届を提出する必要があります。65歳以上で雇用保険に加入していない従業員が在籍している事業所様は、当事務所までご連絡下さい。



●65歳になる以前から、雇用保険に加入しており、同じ事業所で65歳以降も継続雇用されている方(高年齢 雇用継続被保険者)の取扱い

自動的に「高年齢被保険者」に移行する為、届出は不要です。



(※)雇用保険の適用要件・・・・・1週間の所定労働時間が20時間以上であり、31日以上の雇用見込みがある

雇用保険料について

現在、各年度の初日(4月1日)の時点で64歳以上の方の雇用保険料は、個人負担分も、事業主負担分も 免除されています。当面この措置は継続されますので、65歳以上の方を雇用保険に加入させたとしても、雇 用保険料を給与や賞与から天引きする必要はありません。給与計算の際にはご注意ください。但しこの免除 措置は平成32年4月1日に廃止される予定になっています。従って平成32年4月1日以降は年齢にかかわらず、 雇用保険に加入している方全員から、雇用保険料を徴収することになります。

経営労務診断サービスのご案内

ブラック企業に代表される、企業の労働環境の悪化が社会問題となる一方で、少子高齢化が進み、優秀な人材を確保することは今後ますます難しくなっていきます。経営労務診断サービスは「法令を遵守している事業所」「快適な職場環境を有している事業所」であることを社会保険労務士が診断、確認し、その結果を「サイバー法人台帳 ROBINS」サイトへ掲載、公表するサービスです。診断情報を「サイバー法人台帳 ROBINS」 ということになり、取引先や求職者へ企業の健全性と将来性をアピールできます。



経営労務診断のメリット

●「人を大切にする企業」であることをアピールできます。

専門家の診断を受けることで最適な経営労務管理を実現し、企業のアピール内容が客観的事実として取引先や求職者に伝わります。

●有為な人材の確保につながります。

従業員の平均勤続年数や平均年齢等、求人票やホームページの人材募集ではわからない企業の人事・労 務実態を求職者に正確に伝えます。企業と人のベストマッチングの足がかりに。

●人事・労務面の健全性を証明します。

診断を受けた企業には「経営労務診断シール」を配布。名刺、自社 Web サイトに貼り付けて、企業の健全性を示すシールとして活用できます。



仕組みや費用などご説明致しますので、
 是非一度ご連絡下さい!

○当事務所からのお知らせ

・平成 28 年度 労働保険料第 2 期分の納付について 労働保険料第 2 期分納付期限は<u>口座振込の事業主様は 10 月 31 日 (月)</u>です。 お振込がお済で無い事業所様は、至急お振込をお願い致します。

後記

早いもので、今年もあと2カ月足らずとなり、「来年の話をすると鬼が笑う」とも言っていられない時期となってまいりました。今年の秋は季節外れの暑さがあったかと思えば、急に気温が下がるという風に、例年にも増して寒暖の差が激しく、体調を崩されている方もおられるかと思います。忙しくなる年末に向けて、体調を整えながら過ごしていきたいと思います (HT)

